

令和7年度岐阜県地域日本語教育コーディネーターの派遣について (ガイドライン)

(1) 概要

本ガイドラインは、県内の地域日本語教室空白地域（日本語教室がない地域）の解消及び地域日本語教室の運営支援、並びに「やさしい日本語」の普及啓発を目的に、市町村や企業等から依頼があった場合に、県の予算の範囲内で、岐阜県地域日本語教育コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）を派遣する際に、必要な事項を定めるものである。

(2) 被派遣者

県が委嘱した令和7年度岐阜県地域日本語教育コーディネーター

(3) コーディネーターの派遣を依頼できる者（以下、「依頼者」という。）

次に掲げる団体等で、公益財団法人岐阜県国際交流センター（以下、「G I C」という。）が必要と認めるもの。

- ① 岐阜県多文化共生推進補助金（地域日本語教室運営事業）の内示を受けた市町村又は申請した企業等
- ② 岐阜県多文化共生推進補助金（「やさしい日本語」普及啓発支援事業）の内示を受けた市町村又は申請した企業等
- ③ 地域日本語教室を運営する団体等（①を除く。）
- ④ その他、GICが必要と認める団体等

(4) 派遣可能期間

令和7年4月1日～令和8年2月末日

(5) 活動内容

コーディネーターの活動内容は、(3)の依頼者①から④に対し、次のとおりとする。

なお、依頼者①及び②に対しては、原則、岐阜県多文化共生推進補助金による事業開始より前に、県との調整による事前相談（以下、「事前相談」という。）を行うものとする。

依頼者①	地域日本語教室の開設、運営に係る助言、支援を行う
依頼者②	「やさしい日本語」に関わる研修又は企画に係る助言、支援を行う

依頼者③	地域日本語教室の運営（活動）に係る助言、支援を行う
依頼者④	依頼内容に対し、G I Cが必要と認める助言、支援を行う

（６）派遣を依頼できる時間数等

依頼者① 岐阜県多文化共生推進補助金（地域日本語教室運営事業）の内示を受けた市町村又は申請した企業等

【派遣に含まれる業務】

・ 事前相談

・ 打ち合わせへの出席（30 分未満の軽微なものは含まれない）

・ 報告書作成のうち以下に該当するもの（ただし、0.5 時間／回を上限とする。）

・ 依頼者との初回ヒアリング報告書（様式 6 -①）

・ 派遣完了報告書（様式 8 -①）

・ このガイドラインに定めがないが、依頼者が作成を求めた報告書（参考）該当しないもの

・ 活動実績報告書（様式 3）

・ 資料作成（打ち合わせ資料、チラシ、教材等）

・ 教室への出席（オリエンテーションを含む。必ずしも、すべての教室に出席する必要はない。）

・ 他教室の視察同行

・ 関係者のヒアリング

・ その他、G I C 及び依頼者が必要と認めたもの

※コーディネーターは同一の教室において、日本語指導者の業務を兼務することはできない。

【派遣時間の上限】

新規開設の場合 ：120 時間

継続教室の場合*： 30 時間

*継続教室とは、R2 から R4 年度の県と連携したモデル日本語教室及び R5 年度以降の多文化共生推進補助金（地域日本語教室運営事業）を利用して立ち上げられ、同等の活動を継続している教室を指す。

依頼者② 岐阜県多文化共生推進補助金（「やさしい日本語」普及啓発支援事業）の内示を受けた市町村又は申請した企業等

【派遣に含まれる業務】

・ 事前相談

・ 打ち合わせへの出席（30 分未満の軽微なものは含まれない）

・ 依頼者の取組の視察

・ 研修・取組み実施後のフォローアップ（1 回）

・ 報告書作成のうち以下に該当するもの（ただし、0.5 時間／回を上限とする。） ・ 依頼者との初回ヒアリング報告書（様式 6 -②） ・ 派遣完了報告書（様式 8 -②） ・ このガイドラインに定めがないが、依頼者が作成を求めた報告書 (参考) 該当しないもの ・ 活動実績報告書（様式 3） ・ その他、G I C 及び依頼者が必要と認めたもの ※コーディネーターへの講師依頼は本派遣業務の対象とはならない。必要な場合、本派遣業務とは別に、依頼者がコーディネーターに研修等の講師を依頼することは妨げない。 【派遣時間の上限】 6 時間
依頼者③ 地域日本語教室（①を除く。） 【派遣に含まれる業務】 ・ 依頼者が実施する教室の視察 ・ 打ち合わせへの出席（30 分未満の軽微なものは含まれない） ・ 資料作成（打ち合わせ資料等） ・ 報告書作成のうち以下に該当するもの（ただし、0.5 時間／回を上限とする。） ・ 依頼者との初回ヒアリング報告書（様式 6 -③） ・ 依頼者の教室視察報告書（様式⑦） ・ 派遣完了報告書（様式 8 -③） ・ このガイドラインに定めがないが、依頼者が作成を求めた報告書 (参考) 該当しないもの ・ 活動実績報告書（様式 3） ・ その他、G I C 及び依頼者が必要と認めたもの ※コーディネーターへの講師依頼は本派遣業務の対象とはならない。必要な場合は、別途、講師に依頼すること。必要な場合、本派遣業務とは別に、依頼者がコーディネーターに研修等の講師を依頼することは妨げない。 【派遣時間の上限】 1 6 時間
依頼者④ その他、G I C が必要と認める団体 【派遣に含まれる業務】 ・ 依頼者②又は③の業務に類する業務 【派遣時間の上限】 6 時間

(7) 費用負担

本派遣業務に伴うコーディネーターへの報償費及び費用弁償は、G I Cが負担する。ただし、(6) で定める派遣時間の上限を超える場合は、派遣時間の上限を超えた時間に係る報償費及び費用弁償を依頼者が負担する。この場合、報償費は、原則として、各月の合計時間数（15 分単位で切り捨て）に 5,200 円を乗じた額とする。

(8) 派遣手順

- ① 依頼者は、「岐阜県地域日本語教育コーディネーター派遣依頼書」（様式 1）を G I Cに提出する。
- ② G I Cは、コーディネーターを選定し、「岐阜県地域日本語教育コーディネーター派遣通知書」（様式 2）を依頼者及びコーディネーターに送付する。
- ③ 依頼者は、コーディネーターに連絡し、派遣内容を調整のうえ、業務を実施する。

(9) 毎月の実施報告

- ① コーディネーターは、依頼者毎に「岐阜県地域日本語教育コーディネーター活動実績報告書（月別）」（様式 3）を作成し、翌月 5 日又は派遣完了日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに G I Cに提出する。様式⑥⑦の報告書がある場合は添付する。
- ② G I Cは、①で提出された書類について、依頼者に内容確認を行う。
- ③ 依頼者は、②で依頼のあった内容を確認し、「岐阜県地域日本語教育コーディネーター派遣実績報告確認書（月別）」（様式 4）を速やかに G I Cに提出する。
- ④ G I Cは、①及び③で提出された書類に基づき、コーディネーターに報償費及び費用弁償を支払う。

(10) 完了報告

- ① 依頼者は、派遣完了後、「岐阜県地域日本語教育コーディネーター派遣実績報告書（依頼者）」（様式 5）を派遣完了した日から起算して 30 日以内、又は派遣完了日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに G I Cに提出する。
- ② コーディネーターは、派遣完了後、「岐阜県地域日本語教育コーディネーター派遣完了報告書（コーディネーター）」（様式 8）を派遣完了した日から起算して 30 日以内、又は派遣完了日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに G I Cに提出する。

(11) 運用開始

令和7年4月1日から適用する。

体制図

